



男と女のいきいきコラム



男女共同参画社会の実現を目指して

VOL.59

1年の折り返し地点に

6月と聞いて皆さんは何を思い浮かべますか。衣替えの季節、梅雨の中に咲くアジサイの花の美しさ、ジューンブライド（6月の花嫁）、あるいは、6月の誕生石の真珠を思う方もあると思います。

今月の第3日曜日、21日は「父の日」です。5月の第2日曜日は「母の日」でしたが、お母さんにたくさん「ありがとう」の気持ちを伝えたい方もあると思います。

では、お父さんにはどのように「ありがとう」の気持ちを伝えますか？お父さんとは日ごろ話すことや、一緒に過ごす時間はどのくらいありますか。

一世代前の「父親」像は、無口、どっしりとした重み、強さ（もしくは怖さ）でした。今の「お父さん」について、子どもたちはどのように思い、感じているのでしょうか。また何を望んでいるのでしょうか。

子どもたちは、「自分と関わりを多く持つ」、「責任感があって家族を守る」、「温かさや愛情あふれる」お父さん、つまりは、子どもを大切に思うお父さんと、お父さんの

笑顔が大好きです。

お父さんも、お母さんも、家族全員が、仕事と家庭生活と地域活動などで慌ただしく過ごし、家庭での笑顔を忘れていませんか。皆さんのご家庭も、お父さんとお母さんが、お互いに思いやりと感謝の気持ちを伝えることができれば、すてきな笑顔がいっぱいになり、子どもたちも家族が大好きになることでしょう。今月は、1年の折り返し地点として重要な役割を果たす月です。

「男女共同参画」という言葉に、「硬い、難しい、なじみにくい」ひびきを感じる方もあるかと思いますが、ぜひ、この機会に笑顔あふれる家庭がいっぱいになることを望んでいます。

「男女共同参画週間」

6月23日(火)～29日(月)

「共同参画

新たな社会の パスワード」

内閣府男女共同参画推進本部応募総数
2,435点から選ばれた最優秀作品

Vol. 14

窓Q&A

国民健康保険料の算定について

市民課・保険年金係
内線131～138

Q 国民健康保険料はどのように決まりますか？

A 国民健康保険料は、その年の医療費の支払いに必要な額のうち、国などが交付金などとして負担する額を除いたものを保険料として賄うもので、国民健康保険に加入している世帯の所得、固定資産税、人数に応じて、次の4つの項目で算定され、世帯ごとに決められます。

Q 暫定（仮算定）保険料とは何ですか？

A 年間の保険料を算定する際に必要となる所得や固定資産税は、毎年8月までに確定されるため、それまでの4月～7月分は、暫定的に前年度の保険料により算定され、4月中旬にお知らせするものです。

Q 本算定保険料とは何ですか？

A 8月に年間の保険料が決定された段階で、年間保険料から4月～7月分の暫定保険料を差し引いた残りの保険料を8月～3月に振り分けて算定し、8月中旬にお知らせするものです。

1. 所得割 (昨年の所得から33万円を引いた額に所得割率を掛ける)
2. 資産割 (本年の固定資産税額に資産割率を掛ける)
3. 均等割 (加入者の人数×均等割額)
4. 世帯割 (1世帯当たりの世帯割額)

※40歳以上65歳未満の人は、国保の保険料のほかに介護保険分が加わります。

※平成20年4月から「長寿（後期高齢者）医療制度」が創設され、その制度を支援する目的として、75歳未満の人は「後期高齢者支援金」を負担することになりました。

